

## 指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の事務等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月19日

福島県知事 内堀 雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター	河沼郡柳津町大字柳津字諏訪町甲61番地2 一般財団法人やないづ振興公社	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	生活環境部自然保護課
2	福島ロボットテストフィールド	福島市中町1番19号 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	商工労働部次世代産業課
3	真野川漁港鳥崎泊地	相馬市尾浜字追川196番地 相馬双葉漁業協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	土木部港湾課